

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（非特定）

所在地 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー（総合受付 16 階）

電話番号 044-520-5100 郵便番号 212-8554

ホームページ <http://www.nedo.go.jp/>

根拠法 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）

主務府省 経済産業省産業技術環境局技術振興課、大臣官房政策評価広報課（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 15 年 10 月 1 日

沿革 昭 35.9 石炭鉱業合理化事業団 → 昭 55.10 新エネルギー総合開発機構
→ 昭 63.10 新エネルギー・産業技術総合開発機構 → (*1)
平 8.10 石炭鉱害事業団 ————— 統合 ————— (*1)
(*1) → 平 15.10 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目的 1. 非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。2. 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条 3 に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第 12 条 9 に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第 17 条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書第 3 条の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。

業務の範囲 1. 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その

企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 非化石エネルギー法第2条第1号から第3号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第4号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術

ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術

ニ エネルギー使用合理化のための技術

2. 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。

3. 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。

4. 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。

5. 第一号ハ及びニに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

6. 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。

イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導

ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ニに掲げる技術に関する指導

7. 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。

8. 産業技術力強化法第2条第2項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。

9. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

10. 非化石エネルギー法第11条に規定する業務を行うこと。

11. 基盤技術研究円滑化法第11条に規定する業務を行うこと。

12. 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条に規定する業務を行うこと。

13. 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第10条に規定する業務を行うこと。

14. 京都議定書第6条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第12条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第17条に規定する排出量取引に参加すること。

15. 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化の防止に寄与する事業を行う者に対して、非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

16. 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○（探鉱貸付経過業務） 旧石油代替エネルギー法第 39 条第 1 項第 4 号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行う。

○（研究基盤出資経過業務） 政令で定める日までの間、旧研究開発体制整備法第 4 条第 3 号の規定に基づく出資により旧機構が取得した株式で附則第 2 条第 1 項の規定により承継したものの処分及びこれに附帯する業務を行う。

○（鉱工業承継業務） 政令で定める日までの間、基盤法改正法附則第 2 条第 1 項の規定により旧機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式で附則第 2 条第 1 項の規定により承継したものの処分及びこれに附帯する業務を行う。

○（石油代替エネルギー経過業務） 当分の間、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第 11 条第 1 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

財務及び予算の状況

<資本金> 78,636 百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位:百万円)

	区別	中期計画予算 (平成 25~29 年度)	平成 25 年度予算
収 入	運営費交付金	580,099	110,892
	受託収入		
	国からの受託収入	10,060	10,060
	政府出資金	100	100
	業務収入	2,508	1,093
	その他収入	8,316	1,691
	計	601,083	123,837
支 出	業務経費	555,948	107,047
	受託経費	10,060	10,060
	一般管理費	34,090	6,668
	その他支出	7	-
	計	600,105	123,774

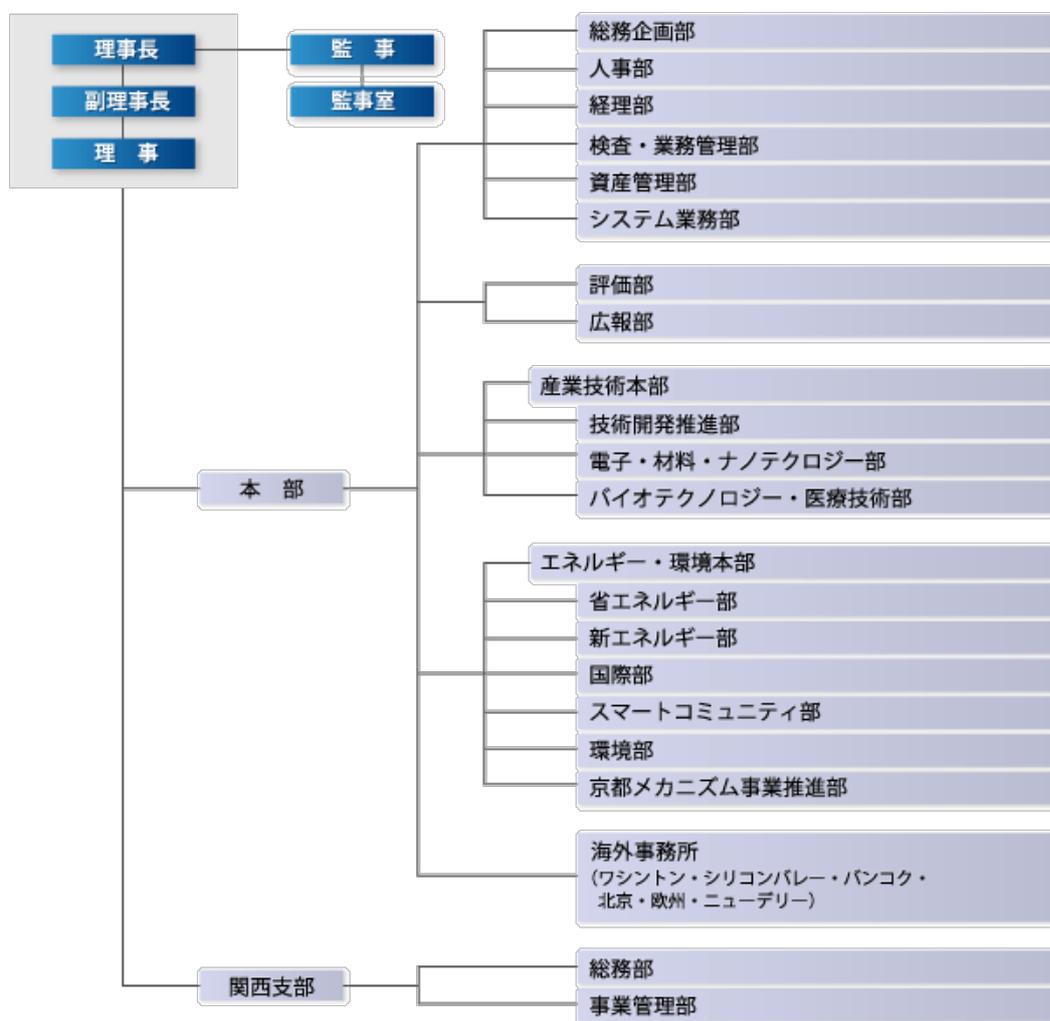
<短期借入金の限度額> 30,000百万円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 古川 一夫 (副理事長・定数1人・任期4年) 倉田 健児 (理事・定数5人以内・任期2年) 植田 文雄、元木 英一、土屋 宗彦、国吉 浩、中山 隆志 (監事・定数2人・任期2年) 中 伸好、(非常勤) 藤井 哲哉

<職員数> 788人 (常勤職員780人、非常勤職員8人)

<組織図>



中期目標

1. 中期目標の期間

N E D Oの平成25年度から始まる第3期における中期目標の期間は、5年間（平成25年4月～平成30年3月）とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 技術開発マネジメント関連業務

N E D Oは、エネルギー分野をはじめとする産業技術分野全般に関する最新の技術動向や政策動向を的確に把握し、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの実施機関として適切に技術開発マネジメント関連業務を行うことにより、我が国の産業競争力の強化及び国民経済の発展並びに内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献するものとする。その際、民間企業、大学、公的研究機関、技術研究組合等との適切な連携により、事業を効率的・効果的に実施することとする。

技術開発マネジメント関連業務に係る評価指標としては、事業終了段階での事後評価結果（ii）b. に後述）とともに、下記のとおり、追跡評価によって把握される「一定期間経過後の実用化達成率（製品化または上市段階の比率）」を目標として設定し、その達成状況を公表するものとする。

具体的には、「ナショナルプロジェクト」については、その特徴・性格を踏まえ、技術開発期間の短期化やリスク回避に決して繋がることがないように十分留意した上で、事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率を25%以上とする。

また、「実用化促進事業」（民間企業等によるテーマ公募型の技術開発関連事業）については、技術開発成果の達成とともに実用化・事業化を一層重視するとの観点から、事業終了後、3年経過後の時点での実用化達成率を30%以上とする。

また、事業実施に当たっては、生産プロセスの開発面での成果のみならず、新製品・新サービス自体の開発成果を一層重視することが必要である。さらに、費用対効果等の不確実性が高くとも、将来の産業・社会に大きな影響をもたらす技術開発には、マネジメント全体の中で、公的資金の活用も含めたリスクの軽減など、リスクマネジメントの高度化も図りながら、果敢に取り組むことが必要である。

① 技術開発マネジメントの機能強化

N E D Oは、ナショナルプロジェクト及び実用化促進事業について、事業の企画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、更にその結果を反映・実行（Action）させた次の計画、実施及び評価へとつなげるPDCA（企画－実施－評価－反映・実行）サイクルを深化させ、それら各段階におけるより高度な技術開発マネジメントを実践するものとする。

i) 企画（Plan）／実施（Do）

a. ナショナルプロジェクトに係る基本計画の策定等

ナショナルプロジェクトについては、国際的な競争水準から見て遜色ない技術に係るテーマを中心に推進するとともに、新エネルギー関連の技術分野など、重点分野化・骨太化を図るものとする。

その際、上記の実用化達成率に係る目標達成のためにも、NEDOは政府と一層の連携の下、一体となってプロジェクトの企画立案等に参画することとする。

また、プロジェクト毎に、プロジェクト終了時や中間時点での達成目標を定量的かつ明確に示した基本計画を策定するものとする。

その際、本目標が一層合理的なものとなるよう、産業界・学术界等の外部の専門家の知見や国民からの意見を幅広く収集するとともに、市場創出効果、雇用創造効果、広範な産業への波及効果、中長期的視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題を始めとする社会的課題の解決への貢献（いわゆる「社会実装」の程度）、費用対効果などの観点から、事前評価を行うこととする。

b. 公募

円滑かつ迅速な事業実施を図るため、客観的な採択基準を策定・公表し、早期に公募を開始することとする。

特に、実用化促進事業については、地方の提案者の利便にも配慮し、地方を含む公募説明会の一層の充実を図るとともに、採択件数の少ない事業を除き、制度運用状況等を踏まえつつ、年度の枠にとられない随時の応募相談受付と年間複数回の採択を行うものとする。

c. 選定・採択

事業実施者等の採択に当たっては、審査・採択基準に基づき、NEDO外部からの専門家・有識者等を活用した客観的で公正な審査を行うとともに、採択結果の公表や不採者に対する不採択理由の通知を行う等、審査過程の透明性を確保することとする。また、公募から採択までの標準処理期間を設定し、事務の合理化・迅速化を図ることとする。

ナショナルプロジェクトについては、これまでの実用化に係る実績を十分踏まえた参加企業の選定・採択を行うものとする。また、事業に参加する企業が複数である場合は、当該企業間の競争・協調関係に基づく、適切な役割分担を明確に認識した上で、事業実施体制を構築することとする。他方、費用対効果等の不確実性が高くとも、将来の産業・社会に大きな影響をもたらし得る技術開発についても、その点を一定程度評価することとする。

また、実用化促進事業については、事業実施者の経営能力を審査過程で重視

するとともに、比較的短時間で成果が得られ、早期に高い市場創出・経済活性化の効果を有し得るものを重視して採択するものとする。

さらに、採択された事業実施者に対しては、技術の早期実用化・事業化を図るため、技術開発面のみならず、経営面における支援等を必要に応じ、行うこととする。

ii) 評価 (Check) / 反映・実行 (Action)

個々の事業に係る各種評価 (中間評価、事後評価及び追跡評価) については、外部の専門家・有識者を活用し厳格に行うものとする。

また、これらの評価結果から得られた、技術開発マネジメントに係る多くの知見・教訓・好事例等を蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させることとする。

さらに、各評価結果については、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。

a. 中間評価等

事業実施期間を5年以上とするナショナルプロジェクトについては、数値化された指標を用いて中間評価を厳格に実施し、中間目標達成度を把握するとともに、その結果に基づき、事業の加速化 (年度途中における開発成果創出促進制度の適用等)・縮小・中止・見直し等を迅速に行うものとする。

特に、中間目標に対し、評価結果が一定水準に満たない事業については、原則として中止し、その財源を加速化すべき事業に充てることとする。

また、中間評価を行わない年度においても、事業の進捗状況を一層詳細に把握し、事業の加速化・縮小等を迅速に行うものとする。

b. 事後評価

ナショナルプロジェクト及び実用化促進事業については、各事業の終了後、外部の専門家・有識者を活用し、数値化された指標を用いて、技術的成果、実用化・事業化の見通し等の観点から、事後評価を実施し、評価結果を以後のマネジメント業務の改善に反映させるものとする。

その際、NEDOが策定した基準において、ナショナルプロジェクトについては、8割以上が合格、6割以上が優良との評価を、また、実用化促進事業については、6割以上が順調との評価を得ることとする。

c. 追跡評価等

ナショナルプロジェクトについては、事業終了後も、参加企業を始めとする事業実施者に働きかけを行い、その成果の実用化・事業化を推進するため、これまで以上に分野横断的かつ緻密に、追跡評価 (追跡調査及びその結果分析等) を実施することとする。

その際、様々な角度からの分析を引き続き行うことにより、新たなプロジェクトの採択時には、これまでの実用化に係る実績（実用化率等）を十分踏まえた参加企業の選定を行うものとする。また、成功事例のみならず、非継続・中止となった事業の要因の分析等を行うことも含め、追跡評価を通じ、これまでのナショナルプロジェクトに係る総合的、定量的な評価を行うこととする。

さらに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における事業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき引き続き毎年調査し、適切な形で対外的に公表することとする。

iii) その他

事業の実施に当たり、引き続き、交付申請・契約・検査事務などに係る事業実施者の事務負担を極力軽減するとともに、委託事業においては技術開発資産等の事業終了後の有効活用を図るものとする。

また、プロジェクトの円滑な推進及び成果の実用化・事業化を推進するため、事業実施者間における知的財産権の取扱いに関するルール化（合意文書策定）や、知的財産権に係わる委員会設置等の体制整備の取組を促すこととする。また、合意文書策定に当たっては、NEDOが積極的に関与するなどの支援体制を強化するものとする。さらに、技術開発並びに知的財産権取得及び標準化の一体的な推進により、ISO等の国際標準の獲得を図ることとする。

さらに、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、技術開発のニーズに迅速に応える「年複数回採択」等の制度面・手続き面の改善を引き続き行うこととする。

また、各年度期末における運営費交付金債務について、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、不正事案の発生を抑制するため、事業者側に不正に関するリスク管理等についての啓蒙の徹底を図るなど、不断の取組を一層強化するものとする。

② 情報発信等の推進

NEDOがこれまで実施してきている技術開発マネジメントに係る成功事例を幅広く選定し、積極的にPRを行うなど、産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの事業により得られた具体的な技術開発成果の見える化を図り、幅広いソリューションの提供を行うこととする。

その際、必要に応じ、英語版を含む外国語版の媒体を製作することにより、世界への情報発信を行うものとする。

また、特に産業界との関係については、NEDOの認識を一層深めてもらうとともに、産業界のニーズや経営方針を反映するため、最高経営責任者（CEO）をば

はじめとする企業経営層との一層の連携強化を図り、技術開発成果の実用化・事業化への取組強化への働きかけを行うこととする。

さらに、展示会等において、技術開発成果を積極的に発表することにより、企業とのマッチングの場を設け、成果の普及促進を図るものとする。

③ 国際共同事業の推進

我が国発の優れた技術の発展や、海外市場を開拓する事業者の支援をより積極的に行うため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、NEDOが外国の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行うことなどの試みを、毎年度積極的に推進することとする。これにより、我が国企業の国際展開や海外企業も含めたオープンイノベーションの進展を支援し、これに対応したグローバルな技術開発マネジメントに係る事業を、一層推進するものとする。

④ 技術開発型ベンチャー企業等の振興

経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「技術開発型ベンチャー企業」等の振興が一層重要になってきていることにも鑑み、ベンチャー企業への実用化助成事業における取組等を一層推進し、専門家による海外を含めた技術提携先や顧客の紹介、知財戦略の策定など、NEDOによる技術・経営両面での支援機能を強化し、実用化・事業化を一層推進することとする。

また、技術開発の成果が速やかに実用化・事業化につながるよう、NEDOとして事業者に対し、技術開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（技術開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を提案するなど、技術経営力の強化に関する助言を積極的に行うものとする。

⑤ 人材の流動化促進、育成

技術開発マネジメントについて、内部人材の育成を図るとともに、プロジェクト管理等に係る透明性を十分に確保した上で、一定の実務経験を有する優秀な人材など、外部人材の中途採用等を毎年度実施し、人材の流動化を促進することにより、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。

また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献する「技術開発マネジメント人材」の育成を図るため、技術開発マネジメントに係る知識や経験をキャリアアップに繋げるための方策について、具体的検討を行うものとする。

⑥ 技術分野ごとの目標

i) 新エネルギー分野

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、新エネルギーへの期待が高まっている。一方、大規模な新エネルギーの導入を実現するためには、低コスト化、系統安定化対策、立地制約、信頼性向上など様々な技術的課題があり、これらを確実に克服していくことが必要である。また、新エネルギー技術に係るイノベーションの促進及び産業競争力の強化等に向け、以下の取組を行うこととする。

さらに、今後再生可能エネルギーの市場の拡大が見込まれる国々との間でパートナーシップの構築に向けたネットワーク強化を図るとともに、当該国・地域における技術実証等を行うものとする。

a. 太陽光発電

太陽光発電の大量導入に向け、長期的に太陽光発電の発電コストを基幹電源並みに低減させるため、低コスト化に係る技術開発及び太陽光発電の導入拡大の障害となっている要因を分析し、導入ポテンシャルの拡大に貢献する技術開発等を行うものとする。また、技術の差別化による競争力強化、高付加価値化による用途拡大・新たなビジネス創出を図るための取組を行うこととする。

さらに、諸外国の関係機関との間で戦略的な提携関係を構築し、人材育成、共同技術開発、実証事業、情報交換等多様なツールを活用して支援することとする。

b. 風力発電

風力発電の大量導入に向け、風力発電の一層の低コスト化に資する技術開発やメンテナンス技術の高度化等に向けた取組を行うとともに、環境アセスメント対応の円滑化や洋上風力の普及拡大等に貢献する取組を行うものとする。

また、技術の差別化による競争力強化等に向け、超大型洋上風車技術の確立に向けた技術開発等を行うこととする。

c. バイオマス

食糧供給に影響しないバイオ燃料製造技術を将来的に確立するための技術の開発・実証を行うとともに、微細藻類を使ったジェット燃料など次世代バイオ燃料の製造技術を確立するための技術開発を行うものとする。また、バイオマス燃料の既存発電システムでの活用促進や効率的な熱利用の推進に向けた技術等の開発を行うこととする。

d. 海洋エネルギー発電

海洋エネルギー発電技術について、中長期的に他の再生可能エネルギーと同程度の発電コストを達成することを目指し、技術の開発・実証を行うこととする。

e. 再生可能エネルギー熱利用

地熱発電の導入拡大に向け、発電技術の小型化・高効率化等に向けた技術開発を行うものとする。また、低コストな熱計測技術の開発・実証を行うとともに、地熱以外の熱の利用拡大を図るべく必要な調査等を行うこととする。

f. 系統サポート

新エネルギーは出力が不安定な電源であり電力安定化等に向けた取組が必要であることから、出力変動に対する予見性の向上のために必要な技術開発を行うこととする。

g. 燃料電池・水素

家庭用燃料電池の普及拡大及び業務用・発電事業用燃料電池の実用化を図るための技術開発、標準化等に資する取組を行うとともに、次世代燃料電池等に関する技術開発を行うものとする。

また、燃料電池自動車の普及拡大と水素供給インフラの整備促進に向け、燃料電池及び水素ステーションの低コスト化等に向けた技術の開発・実証を行うとともに、規制適正化等に資する取組を行うこととする。

さらに、水素を利用したエネルギーシステムの実現に向けた技術開発等を行うこととする。

ii) 省エネルギー分野

大幅な省エネルギー効果が見込まれ、エネルギー・産業構造の変革に貢献する省エネルギー技術の開発と、産業競争力の強化の観点からの省エネルギー製品・技術の海外展開の加速化を着実に推進するための取組を行うものとする。

産業分野については、エネルギー消費比率上位の産業を中心として、更なる効率改善を図るための取組を行うこととする。

家庭・業務分野については、住宅や業務用ビルの省エネルギーを推進するための技術開発を行うものとする。

運輸分野については、自動車等単体対策に加え、交通流対策等にも資する技術の活用の検討等にも取り組むこととする。

各分野に共通する技術は横断的分野として捉え、様々な分野でその適用が拡大している「ヒートポンプ」、電気電子機器の電源の高効率化を支える「パワーエレクトロニクス」、都市や街区レベルでのエネルギー利用最適化を図るエネルギーマネジメント技術に資する「熱・電力の次世代ネットワーク」等に係る技術開発に取り組むこととする。

iii) 蓄電池、エネルギーシステム分野

a. 蓄電池

我が国が競争力を確保するため、今後大きな成長が望め、かつ我が国の優位性を活かすことが出来る分野における蓄電池に注力し、技術開発を実施するものとする。

また、産学の技術進展を加速する共通基盤技術として、蓄電池材料の評価手法の確立等に取り組むこととする。

さらに、IECやISO等における国際標準の制定・見直しの場で、我が国主導による国際標準化を促進するものとする。

b. スマートグリッド、スマートコミュニティ

電力システム安定化に向けた取組に注力することとし、系統側におけるスマートグリッド、需要側におけるスマートコミュニティ、発電側における再生可能エネルギーの能動的出力調整技術、これらを支える蓄電技術といったシステム全体にわたる技術の開発・実証を、総合的に推進するものとする。

iv) クリーンコールテクノロジー（CCT）分野

石炭火力の高効率化・低炭素化を目指すため、これまでのプロジェクトでの成果を活用するとともに、高効率の燃料電池に適用可能な石炭ガスのクリーンアップ技術等の要素技術開発を推進することとする。

また、CO₂分離回収技術を適用してもエネルギー効率の低下が最小限に抑制される石炭ガス化複合発電（IGCC）システム等の要素技術開発、システム内の未利用廃熱を活用した高効率化技術等の基盤的研究を推進することとする。

さらに、我が国の優れた低品位炭の改質技術を海外に普及、促進を支援することとする。また、高効率、低コストの石炭改質技術の開発を推進することとする。

製鉄プロセスについては、CO₂削減に資するべく、環境調和型製鉄プロセス技術開発を推進することとする。

v) 環境・省資源分野

a. フロン対策技術

代替フロン等4ガス（HFC、PFC、SF₆、NF₃）については、競争力をより強化するためのシステムの効率化や、コストダウン等を視野に入れつつ、新たな低温室効果冷媒の合成開発や高効率な空調機器の技術開発を推進し、併せて低温室効果冷媒の性能評価及び安全性評価に取り組むものとする。

b. 3R分野

資源確保の観点から、レアメタル等の希少資源に関するリサイクルシステムの構築に向けた技術開発を実施することとする。

また、リサイクル産業の海外展開に向けた技術の開発・実証については、日本国内（又は他の先進国）と同等以上の水準を達成することを目指すこととする。

c. 水循環分野

要素技術開発においては、水処理システムの長期安定化運転等の実証による競争力強化を目指すこととする。

また、国内の中小企業等を対象とした暫定排水基準解除のための技術確立を推進することとする。

さらに、国内における要素技術の開発にとどまらず、国内外への展開を支援することとする。

d. 環境化学分野

将来にわたっても持続的に化学製品を製造するために必要なグリーン・サステイナブルケミストリー（GSC）プロセスの技術開発を、引き続き行うこととする。

e. 民間航空機基盤技術

環境負荷低減、運航安全性向上等の要請に対応した航空分野の基盤技術力の強化を図るための技術の開発・実証試験等を行うこととする。

vi) 電子・情報通信分野

技術革新のスピード、ビジネス環境の変化等を踏まえつつ、我が国経済・社会の基盤としての電子・情報通信産業の発展を促進するため、電子デバイス、家電、ネットワーク／コンピューティングに関する課題について、重点的に取り組むものとする。

電子デバイスについては、我が国の電子関連企業の競争力向上と新市場開拓のために、低消費電力、高速処理、高信頼性、設計期間の短縮化等のデバイス技術開発等を推進することとする。

家電（ディスプレイ、有機トランジスタ、照明等）については、低消費電力化、軽量化、低コスト化等を目指した技術開発等を行うこととする。

ネットワーク／コンピューティングについては、通信機器やサーバにおける高速、低消費電力化等のニーズに対応するため、光・電子融合技術等を中心とした技術開発を行うとともに、それらを組み合わせたシステム開発等を行うこととする。さらに、情報通信機器等におけるシステムとしての低消費電力性能を大幅に向上するため、集積回路内の電力消費制御等に係る技術開発を行うこととする。

vii) 材料・ナノテクノロジー分野

我が国の産業構造の特徴を活かし、川上、川下産業の連携、異分野異業種の連

携を図りつつ、革新的材料技術・ナノテクノロジーや希少金属代替・使用量低減技術等の課題に重点的に取り組むこととし、以下の技術開発を推進するものとする。

a. 革新的材料技術・ナノテクノロジー

市場ニーズに対応した高強度化、軽量化等の高機能材料に関する技術開発をユーザ企業と連携し、将来の製造コストダウンも考慮して実施することとする。

b. 希少金属代替・使用量低減技術

需給変動の大きい希少金属について継続的に需給状況等の調査を行いつつ、我が国産業にとって優先度が高い希少金属については、その代替・使用量低減に関する技術開発を推進することとする。

viii) バイオテクノロジー分野

a. バイオシステム分野

我が国の製薬産業では、近年新たな医薬品の創出が伸び悩み、輸入超過の傾向が大きくなってきている。また、「再生医療」について、実用化においては世界的にも黎明期にあり各国による熾烈な競争が行われている。そのためゲノム情報・制御関連技術及び細胞機能解明・活用技術への取組、これをもって革新的医薬品創出や個別化医療の実現、再生医療の産業化の促進に向けた取組を行うこととする。

b. 医療システム分野

医療機器市場は今後も大きな成長が見込まれており、また、我が国の優れた技術を活かし、新規市場の開拓と国際競争力を強化していくことは、我が国の経済を牽引する産業としても大きな期待が寄せられている。このような背景の下、がんの早期診断・治療、再生医療デバイス、スマートヘルスケア、福祉機器の4分野への取組に注力することとする。

ix) ロボット技術分野

中小企業やこれまでロボットが導入されていなかった分野へのロボット利用の拡大に向けて、新しいコンセプトの産業用ロボットの技術開発等に取り組むこととする。

また、サービスロボットの国内安全基準や試験・認証体制の整備を進めるとともに、ロボット介護機器の各種標準化や開発・導入支援に取り組むこととする。

さらに、ロボット技術の活用への期待が高い災害対応ロボットや無人システム、ロボット技術を活用したメンテナンス用機器の開発・導入支援等についても取り組むこととする。

x) 新製造技術分野

ものづくり基盤技術として、短時間、高品質の製造及び量産に耐えうるコスト構造の確立のため、難加工材料等の先進材料の切断など、次世代製品の加工システムを3種類以上実用化することとする。

新しい製造システムとして、大規模な生産設備が不要で、設備投資とエネルギー消費を大幅に削減できる少量多品種生産に対応した製造システムの実用化に向けた技術開発等を行うこととする。

xi) IT融合分野

ビッグデータを、コンピューティング能力を活用することにより、異種産業が融合した、いわゆるIT融合による新産業の創出を目指すための取組を行うとともに、IT融合の実現に必要な、ビッグデータのリアルタイム処理や、モバイルの基盤技術を確立するものとする。

xii) 国際展開支援

エネルギー・環境分野や産業技術分野等における各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を、強力に推進することとする。

xiii) 境界・融合分野

生涯健康や安全・安心等を中心とした社会ニーズや社会的貢献の実現を視野に入れ、高付加価値MEMS（微小電気機械システム）等を活用しつつ、各分野の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における技術開発を推進することとする。

(2) クレジット取得関連業務

NEDOは、引き続き、政策当局と緊密な連携の下、クリーン開発メカニズム（CDM）・共同実施（J I）・グリーン投資スキーム（GIS）プロジェクトによる京都メカニズムクレジットの取得業務に、最大限努力するものとする。

業務の実施に当たっては、費用対効果を考えつつ必要な量のクレジットを確実に取得するため、契約の相手先等を原則として公募するとともに、国際交渉上の観点や政策的な観点からプロジェクトの種類や契約相手について選択的な条件を付して取得することも検討することとする。また、原則として随時の応募受付と速やかな審査・採否の決定を行うとともに、審査において適正に評価する体制を構築し、クレジットの取得に伴うリスクの低減を図ることとする。なお、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底することとする。

効率的かつ効果的な業務管理・運営のため、クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応するとともに、個々のプロジェクトの進捗状況の把握、NEDO内の関係部門との連携等を行うこととする。また、外部の専門家・有識者による、クレジットの市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、その結果を基に必要な見直しを行うこととする。

なお、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量並びに毎年度の取得量及び取得コストの実績について、我が国が不利益を被らないよう公表時期・内容について十分留意した上で、可能な限り公表することとする。

(3) 債務保証経過業務・貸付経過業務

新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、制度の安定運用を図りつつ、新エネルギーの導入目標達成に向け、適切な実施に努めることとする。

鉱工業承継業務に係る貸付金の回収については、債権の管理を適切に行い、回収額の最大化を計画的に進め、約定回収等を終了した時点をもって廃止するものとする。

3. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備することとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。

特に、プログラムマネージャー等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利害関係者排除の措置を徹底するなど、更なる透明性の確保に努めるものとする。

また、NEDO職員の民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図ることとする。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うこととする。

(2) 自己改革と外部評価の徹底

全ての事業につき厳格な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築することとする。その際、評価は、技術評価と事業評価の両面から適切に実施し、その後

の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うこととする。また、PDCAサイクルにより、マネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを深化させ、「成果重視」の視点を貫くこととする。

(3) 職員の意欲向上と能力開発

個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図ることとする。また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設ける、技術開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の技術開発現場等の経験を積ませる、内外の技術開発マネジメント機関との情報交換を実施する、技術開発マネジメント関係の実践的研究発表を行うなど、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発に努めるものとする。

(4) 業務の電子化の推進

電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、NEDOの制度利用者の利便性の向上に努めることとする。また、幅広いネットワーク需要に対応できるNEDO内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にすることにより、業務の安全性、信頼性を確保することとする。

このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報統括化責任者（CIO）連絡会議決定）に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。

(5) 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、NEDO自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託を活用する際には、NEDOの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

(6) 業務の効率化

中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成24年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.08%の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.08%の効率化を図ることとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明することとする。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表することとする。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。

(7) 随意契約の見直しに関する事項

契約の相手方及び金額について、少額のものや秘匿すべきものを除き、引き続き公表し、透明性の向上を図ることとする。

また、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表するものとする。

(8) コンプライアンスの推進

内部統制については、更なる充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

また、法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、NEDOが果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化等の内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表することとする。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDCAサイクル確立の観点から体系的に強化することとする。

さらに、不正事案については、事業者側に不正に関するリスク管理等についての啓蒙の徹底を図るなど、不正事案の発生を抑制するための不断の取組を、一層強化するものとする。

また、監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を、毎年度必ず実施することとする。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 繰越欠損金の増加の抑制

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の

徹底を図り、繰越欠損金の減少に努める。具体的には、技術開発成果の事業化や売上等の状況について報告の徴収のみならず技術開発委託先等への現地調査を励行するとともに、必要に応じ委託契約に従った売上等の納付を慫慂することにより、収益・売上納付の回収を引き続き進めることとする。

また、終了評価において所期の目標が達成されなかった事業については、その原因を究明し、今後の技術開発に役立たせることとする。

(2) 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行い、現行水準以上の自己収入の獲得に引き続き努めることとする。

(3) 資産の売却等

NEDOが保有する資産については、既往の政府決定等を踏まえた措置を、引き続き講じるものとする。

(4) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。

【独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構】

貸借対照表

(平成25年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		89,852,042,503
有価証券		27,799,917,999
たな卸資産		367,080
前渡金		533,477,056
前払費用		98,004,248
未収収益		121,602,458
貸付金		6,247,172,753
未収金	575,690,812	
貸倒引当金	<u>60,321,904</u>	515,368,908
その他の流動資産		<u>200,000</u>
流動資産合計		125,168,153,005
固定資産		
1 有形固定資産		
建物	339,456,336	
減価償却累計額	<u>109,893,898</u>	229,562,438
構築物	548,531	
減価償却累計額	108,636	
減損損失累計額	<u>439,895</u>	0
車両運搬具	25,164,436	
減価償却累計額	<u>19,959,067</u>	5,205,369
工具器具備品	517,616,872	
減価償却累計額	<u>374,420,448</u>	143,196,424
土地	439,330,380	
減損損失累計額	<u>25,140,000</u>	414,190,380
建設仮勘定		<u>59,930,000</u>
有形固定資産合計		852,084,611
2 無形固定資産		
電話加入権		<u>3,923,000</u>
無形固定資産合計		3,923,000
3 投資その他の資産		
投資有価証券		10,998,122,798
破産更生債権等	9,055,377,490	
貸倒引当金	<u>4,054,138,153</u>	5,001,239,337
長期前渡金		320,995,235
敷金・保証金		633,856,484
長期性預金		<u>1,696,000</u>
投資その他の資産合計		16,955,909,854
固定資産合計		<u>17,811,917,465</u>
資産合計		<u><u>142,980,070,470</u></u>

貸借対照表

(平成25年3月31日)

(法人単位)

(単位:円)

科 目	金 額	金 額
負債の部		
流動負債		
預り補助金等	109,024,028	
未払金	21,337,061,241	
預り金	90,514,929	
鉅害賠償担保預り金	83,114,000	
前受収益	6,657,356	
賞与引当金	<u>23,839,607</u>	
流動負債合計		21,650,211,161
固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金	347,375,857	
資産見返補助金等	<u>785,443</u>	348,161,300
退職給付引当金		1,276,424,435
保証債務損失引当金		1,860,022,800
鉅害賠償担保預り金		1,669,702,123
受託事業預り金		320,995,235
長期前受収益		<u>26,570,230</u>
固定負債合計		<u>5,501,876,123</u>
負債合計		27,152,087,284
純資産の部		
資本金		
政府出資金	125,750,115,181	
民間出資金	<u>156,979,376</u>	
資本金合計		125,907,094,557
資本剰余金		
資本剰余金	42,481,984	
損益外減価償却累計額	25,616,647	
損益外減損損失累計額	25,732,895	
損益外除売却差額	<u>164,308,025</u>	
資本剰余金合計		173,175,583
利益剰余金		
利益剰余金	<u>9,905,935,788</u>	9,905,935,788
純資産合計		<u>115,827,983,186</u>
負債純資産合計		<u>142,980,070,470</u>

